（延長依頼）まん延防止等重点措置区域の指定を踏まえたスポーツ活動の運営について

 令和3年5月１３日付「まん延防止等重点措置区域の指定を踏まえたスポーツ活動の運営について（依頼）」の対策期間延長を依頼します。つきましては、貴団体におかれましても、若年層が参加する学校部活動以外のスポーツ活動において、適切な措置を実施いただくよう関係者等へ周知願います。

なお、これらの対策は、人流の抑制をお願いする中で、あくまで児童・生徒の心身の健康への影響を考慮し、コロナ禍においてもスポーツ活動の場を完全に奪わないことを目的とした内容となりますので、各地域の感染状況や種目の特性等を踏まえ、児童・生徒や保護者の理解を得たうえで活動いただきますようご配慮願います。お手数をおかけしますが、幅広い周知にご協力いただきますようお願いいたします。

 ※以下、これまでにいただいたご質問について記載します。

【対策内容に関するＱ＆Ａ】

「練習時間」について
　 Q　平日は2時間以内であれば20時以降に活動してもよいのか？
　　 A　県の「第４波非常事態対策」では、県有施設の開館時間を20時までに制限しており、

　　さらに重点 措置区域のスポーツ施設には、20時までの営業時間短縮をお願いしている。

これらにプラスオンする形で「平日は2時間以内」をお願いしたい。

Q　休日の対策が学校部活動とは違うが、どのような理由か？
A　学校部活動と違い、地域におけるスポーツ活動(特に少年団等)は土日を中心としている場合

も多いため、公式戦の有無にかかわらず、土日どちらかの活動を認めている。

 Q 土日のどちらかに公式戦がある場合、もう1日は練習してよいか？

 例）土曜に練習、日曜に公式戦
　 A あくまで「練習時間」に関する対策なので、日曜日に公式戦がある場合は、土曜日に3時間

以内の活動を認めている。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
 岐阜県　清流の国推進部　地域スポーツ課
 課長補佐兼地域スポーツ係長
　　　　　　 水谷貴郎（みずたにたかお）
 〒500-8570　岐阜市薮田南2-1-1
 TEL  058-272-8762（ダイヤルイン）
 FAX　058-278-2604
 E-mail　mizutani-takao@pref.gifu.lg.jp
 ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝